

秋田県告示第123号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、次の医療機関を救急病院に認定したので、同令第2条第1項の規定に基づき、告示する。

令和7年3月21日

秋田県知事 佐竹 敬久

名 称	所 在 地	認定の有効期間
羽後町立羽後病院	雄勝郡羽後町西馬音内字大戸道44番地5	令和7年1月16日から 令和10年1月15日まで